

公告第 26-08 号
2026 年 9 月 28 日

被 保 険 者 各 位

東和薬品健康保険組合
理事長 今 井 康 介
(公印省略)

東和薬品健康保険組合の「インフルエンザ予防接種補助金規程」を一部変更いたしましたので、お知らせします。

施行日 令和 8 年 9 月 1 日

24. インフルエンザ予防接種補助金規程新旧対照表 (令和8年9月1日改正)

新	旧
(目 的) 第1条 この規程は、東和薬品健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者のインフルエンザ感染を予防するために実施する予防接種の補助金支給について定める。 (対象者) 第2条 予防接種時に組合の被保険者または被扶養者の資格を有するものとする。 (接種期間) 第3条 毎年10月1日から翌年1月末日までとする。 <u>ただし、インフルエンザの流行状況等により、理事長が必要と認めた場合は、この期間を伸縮することができる。</u> 第4条 略 第5条 1～3項 略 <u>4 前各項の規定にかかわらず、組合が医療機関等と別途契約（覚書等を含む）を締結して実施する予防接種については、当該契約等に定める方法により費用を精算するものとし、第1項から第3項に定める申請手続きを省略することができる。</u> 附 則 この規程は平成31年4月1日から施行する。 この規程は令和2年4月1日から施行する。 <u>この規程は令和8年9月1日から施行する。</u>	(目 的) 第1条 この規程は、東和薬品健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者のインフルエンザ感染を予防するために実施する予防接種の補助金支給について定める。 (対象者) 第2条 予防接種時に組合の被保険者または被扶養者の資格を有するものとする。 (接種期間) 第3条 毎年10月1日から翌年1月末日までとする。 第4条 略 第5条 1～3項 略 附 則 この規程は平成31年4月1日から施行する。 この規程は令和2年4月1日から施行する。